

高齢・障害者雇用支援機構の中期目標・中期計画の新旧対照表

現行		改正案	
第2期中期目標	第2期中期計画	第2期中期目標	第2期中期計画
<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>平成20年2月29日 平成21年3月2日 変更指示 平成22年3月30日 変更指示</p> <p>厚生労働大臣 舩添 要一</p> <p>中略</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 機構の組織体制については、業務の効率的かつ効果的实施等の観点から以下のように見直すほか、適宜弾力的に見直すこと。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期計画を定める。</p> <p>平成20年3月31日 平成21年3月27日 変更認可 平成22年3月31日 変更認可</p> <p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 戸蒞 利和</p> <p>中略</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効果的・効率的な業務運営体制の確立 機構の組織体制については、業務の効果的・効率的実施等の観点から、以下のとおり見直すほか、</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定める。</p> <p>平成20年2月29日 平成21年3月2日 変更指示 平成22年3月30日 変更指示 平成23年 月 日 変更指示</p> <p>厚生労働大臣 舩添 要一</p> <p>中略</p> <p>第2 業務運営の効率化に関する事項 通則法第29条第2項第2号の業務運営の効率化に関する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 機構の組織体制については、業務の効率的かつ効果的实施等の観点から以下のように見直すほか、適宜弾力的に見直すこと。</p>	<p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条第1項の規定に基づき平成20年2月29日付けをもって厚生労働大臣から指示のあった独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期目標を達成するため、同法第30条の定めるところにより、次のとおり、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構中期計画を定める。</p> <p>平成20年3月31日 平成21年3月27日 変更認可 平成22年3月31日 変更認可 平成23年 月 日 変更認可</p> <p>独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構理事長 戸蒞 利和</p> <p>中略</p> <p>第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとすべき措置</p> <p>1 効果的・効率的な業務運営体制の確立 機構の組織体制については、業務の効果的・効率的実施等の観点から、以下のとおり見直すほか、</p>

機動的・弾力的な組織運営を行う。

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、事業規模が大幅に縮小していることに伴い、支給業務の実施体制を事業規模に合わせて縮小すること。
- ② 駐在事務所（5か所）については、廃止するものとし、納付金の調査等必要な業務は本部組織において実施すること。
- ③ せき髄損傷者職業センターについては、支援ニーズが大きく減少していることから廃止し、当該センターの業務は福岡障害者職業センターが引き継ぐこと。
- ④ 地域センターの管理事務については、おおむね4分の1程度のセンターに事務処理を集約化すること。
- ⑤ 本部機能については、第2期中期目標期間中に東京本部

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、業務実施体制を事業規模に合わせて縮小する。
- ② 駐在事務所（全国5か所）については廃止し、納付金の調査等必要な業務は本部組織において実施する。
- ③ せき髄損傷者職業センターについては廃止し、当該センターの業務は福岡障害者職業センターが引き継ぐ。
- ④ 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）の管理事務については、おおむね4分の1程度の地域センターに事務処理を集約する。
- ⑤ 本部機能については、第2期中期目標期間中に東京本部を幕

機動的・弾力的な組織運営を行う。

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、事業規模が大幅に縮小していることに伴い、支給業務の実施体制を事業規模に合わせて縮小すること。
- ② 駐在事務所（5か所）については、廃止するものとし、納付金の調査等必要な業務は本部組織において実施すること。
- ③ せき髄損傷者職業センターについては、支援ニーズが大きく減少していることから廃止し、当該センターの業務は福岡障害者職業センターが引き継ぐこと。
- ④ 地域センターの管理事務については、おおむね4分の1程度のセンターに事務処理を集約化すること。
- ⑤ 地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務については、委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、業務の効率化及び管理経費の縮減を図ること。
- ⑥ 本部機能については、第2期中期目標期間中に東京本部

- ① 高年齢者雇用に関する給付金の支給業務については、業務実施体制を事業規模に合わせて縮小する。
- ② 駐在事務所（全国5か所）については廃止し、納付金の調査等必要な業務は本部組織において実施する。
- ③ せき髄損傷者職業センターについては廃止し、当該センターの業務は福岡障害者職業センターが引き継ぐ。
- ④ 地域障害者職業センター（以下「地域センター」という。）の管理事務については、おおむね4分の1程度の地域センターに事務処理を集約する。
- ⑤ 地方において委託により実施してきた高年齢者等に係る雇用関係業務及び障害者雇用納付金関係業務（以下「地方業務」という。）については、委託方式を廃止し、機構が直接実施することにより、業務の効率化及び管理経費の縮減を図る。
- ⑥ 本部機能については、第2期中期目標期間中に東京本部を幕

を幕張本部に集約化することについて検討し、結論を得ること。

中略

4 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

また、各都道府県の雇用開発協会等及び(社)全国重度障害者雇用事業所協会への委託業務に係る随意契約については、一般競争入札等競争性のある契約形態へ移行すること。

張本部に集約化することについて検討し、結論を得ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

中略

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進し、業務運営の一層の効率化を図る。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

高年齢者等又は障害者の雇用の促進及びその職業の安定に係る事業を行う法人（以下「受託法人」という。）への業務の委託については、一般競争入札等競争性のある契約形態への移行を実施する。また、委託業務に

を幕張本部に集約化することについて検討し、結論を得ること。

中略

4 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。

- ① 機構が策定する「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

張本部に集約化することについて検討し、結論を得ること。

2 業務運営の効率化に伴う経費節減等

中略

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進し、業務運営の一層の効率化を図る。

- ① 「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。
- ② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。
- ③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。

係る会計監査の強化及び精算報告書等に係る審査の徹底を図るなど、事業の適正な執行に努める。

中略

中略

中略

中略

5 給付金及び助成金業務の効率化

高年齢者等の雇用の確保に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対する給付金及び障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務については、円滑かつ迅速な支給、支給に係るトラブル防止等のため、事業主等に対して、支給申請書等の記入方法等の教示など事前相談を行うとともに、申請から支給決定までの期間等について十分な説明を行う。また、適正支給の観点に留意しつつ、①添付書類の簡素合理化、進捗管理の厳格化等による事務手続の効率化、②事業主等に分かりやすい資料の作成配布等による申請方法の周知徹底、③受託法人の担当者会議の開催等による審査能力の向上等の取組を行い、第2期中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を5%短縮する。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。

5 給付金及び助成金業務の効率化

高年齢者等の雇用の確保に資する措置を講ずる事業主又はその事業主の団体に対する給付金及び障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給業務については、円滑かつ迅速な支給、支給に係るトラブル防止等のため、事業主等に対して、支給申請書等の記入方法等の教示など事前相談を行うとともに、申請から支給決定までの期間等について十分な説明を行う。また、適正支給の観点に留意しつつ、①添付書類の簡素合理化、進捗管理の厳格化等による事務手続の効率化、②事業主等に分かりやすい資料の作成配布等による申請方法の周知徹底、③担当者会議の開催等による審査能力の向上等の取組を行い、第2期中期目標の最終年度には、1件当たりの平均処理期間（支給申請の受付から支給決定までの期間）を5%短縮する。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

中略

1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

2 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

- (1) 高年齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項

高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の廃止又は引上げ、継続雇用制度の導入・定着等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、その政策目的ののっとり、適正かつ効率的な運営を図る。

- ア 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化

事業主等の利便性を図るため、各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。

給付金の効果的活用を促進するため、職業安定機関との連携を図り、様々な機会を通じて事業主等に対する積極的な周知・広報を行う。

重点的に周知・広報を行うべきと認められる給付金については、予算の範囲内で、新聞広告、

中略

1 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

2 高年齢者等に係る雇用関係業務に関する事項

- (1) 高年齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給することに関する事項

高年齢者等の雇用の安定を図る観点から、定年の廃止又は引上げ、継続雇用制度の導入・定着等による高年齢者等の雇用の確保や再就職援助等を図るため、機構が実施する各種給付金支給業務については、その政策目的ののっとり、適正かつ効率的な運営を図る。

- ア 給付金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化

事業主等の利便性を図るため、各種給付金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。

給付金の効果的活用を促進するため、職業安定機関との連携を図り、様々な機会を通じて事業主等に対する積極的な周知・広報を行う。

重点的に周知・広報を行うべきと認められる給付金については、予算の範囲内で、新聞広告、

一般誌の広告等を活用して周知を図る。

事業主にとって分かりやすい各種給付金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、受託法人、職業安定機関等において事業主等に配布する。

適正支給に配慮しつつ、申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の簡素合理化を図る。

イ 適正な支給業務の実施

厳正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査を行い、疑義のあるものについては電話での所在確認、無予告での事業所訪問、実地での従業員の雇用確認等を行うことにより、不正受給防止対策を一層強化する。

不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、受託法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、必要な不正受給防止対策を講ずる。

適正な支給業務を実施するため、受託法人の給付金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。

機構及び受託法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その

一般誌の広告等を活用して周知を図る。

事業主にとって分かりやすい各種給付金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、地域センターの地方業務部門（以下「地方業務部門」という。）及び職業安定機関等において事業主等に配布する。

適正支給に配慮しつつ、申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の簡素合理化を図る。

イ 適正な支給業務の実施

厳正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査を行い、疑義のあるものについては電話での所在確認、無予告での事業所訪問、実地での従業員の雇用確認等を行うことにより、不正受給防止対策を一層強化する。

不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、必要な不正受給防止対策を講ずる。

適正な支給業務を実施するため、給付金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。

厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間にお

他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行い、適切な支給業務の実施を図る。

中略

- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項
高年齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達しつつあることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

中略

- 2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項

中略

中略

- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項
高年齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達しつつあることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。

中略

- 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項

- (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項
障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限りの確に把握しつつ、職業

中略

- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項
高年齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達し、さらに平成24年には65歳に到達しはじめることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行うこと。

中略

- 2 障害者に係る雇用関係業務に関する事項

中略

いて、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行い、適切な支給業務の実施を図る。

中略

- (3) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うことに関する事項
高年齢者雇用確保措置の実施状況や団塊の世代が60歳に到達し、さらに平成24年には65歳に到達しはじめることを踏まえ、65歳以降を視野に入れた職業生活設計に重点を移し、労働者が早い段階から自らの希望と能力に応じた多様な働き方を選択し、実現できるようにするため、職業安定機関等と密接な連携を図りながら、高齢期における職業生活の設計のための助言、援助を行う。

中略

- 3 障害者に係る雇用関係業務に関する事項

- (1) 障害者職業センターの設置運営業務の実施に関する事項
障害者職業センターにおける職業リハビリテーション関係業務については、障害者雇用納付金関係業務等と有機的な連携を図るとともに、サービスを希望する者の就労支援ニーズをできる限りの確に把握しつつ、職業

安定機関を始め、福祉、教育、医療機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。

また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部のリハビリテーション専門家による厳格な評価を実施する。

ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施

中略

② 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。

的確な支援を実施するため、事業主のニーズに応じた事業主支援計画に基づく支援を積極的に実施することとし、第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定する。また、当該計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主において具体的な課題改善効果が見られ

安定機関を始め、福祉、教育、医療機関等の関係機関との密接な連携の下、適正かつ効果的に業務を実施する。

また、効率的かつ効果的な業務の実施に資するため、外部のリハビリテーション専門家による厳格な評価を実施する。

ア 職業リハビリテーションの総合的・効果的な実施

中略

② 障害者の雇用管理に関する専門的な支援の実施

地域センターにおいて、障害者の雇用管理に関する事項について、職業リハビリテーション専門機関の立場から、事業主に対する的確な支援を実施し、障害者の就職又は職場適応を促進する。実施に当たっては、必要に応じ医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、事業主等に対する的確かつ効果的な支援が行われるようにする。

的確な支援を実施するため、事業主のニーズに応じた事業主支援計画に基づく支援を積極的に実施することとし、第2期中期目標期間中に事業主支援計画を延べ27,500件以上策定する。また、当該計画に基づく支援を受けた事業主に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主において具体的な課題改善効果が見られ

るようにする。

中略

(3) 納付金関係業務等の実施に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

また、障害者の雇用に関する実践的手法の開発、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組を支援し、障害者の雇用促進を図ること。

なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査や就労支援機器の貸出しなど、駐在事務所の廃止に伴い本部組織に一元化される業務については、サービスの質の維持や不正受給の防止に支障が生じないよう留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努めること。

(3) 納付金関係業務等の実施に関する事項

(3) 納付金関係業務等の実施に関する事項

障害者の雇用に関する事業主の社会連帯責任の円滑な実現を図る観点から、障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担を調整するとともに、障害者の雇用の促進等を図るため設けられた「障害者雇用納付金制度」に基づく、障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金、在宅就業障害者特例報奨金及び各種助成金の支給等の機構が実施する納付金関係業務については、障害者の雇用の促進に寄与するために、法律の目的にのっとり、適正かつ効率的な運営を図ること。

また、障害者の雇用に関する実践的手法の開発、講習の事業、啓発の事業を効果的に実施することにより、事業主の障害者雇用の取組を支援し、障害者の雇用促進を図ること。

なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査や就労支援機器の貸出しなど、駐在事務所の廃止に伴い本部組織に一元化される業務については、サービスの質の維持や不正受給の防止に支障が生じないよう留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努めること。

るようにする。

中略

(3) 納付金関係業務等の実施に関する事項

① 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施

中略

イ 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、99%以上の収納率を維持すること。

ア 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給

障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行う。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の適正な支給を行うため、厳正な審査を実施するほか、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対して調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については99%以上の収納率を維持する。

また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を

① 障害者雇用納付金の徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の支給に関する業務の適切な実施

中略

イ 障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、常用雇用労働者数が300人を超える事業主については99%以上の収納率を維持するとともに、平成22年7月から新たに適用対象となった常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、中期目標期間終了時まで、同様の収納率を目指すこと。

ア 障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給

障害者雇用納付金制度について適切な周知、理解の促進を図るため、関係機関との連携を図りつつ、事業主説明会を第2期中期目標期間中、毎年度平均で250回以上開催するほか、パンフレット、記入説明書等の配布を行う。

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)に基づき、障害者雇用納付金の的確な徴収並びに障害者雇用調整金、報奨金、在宅就業障害者特例調整金及び在宅就業障害者特例報奨金の適正な支給を行うため、厳正な審査を実施するほか、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対して調査を的確に実施することにより、障害者雇用納付金については、常用雇用労働者数が300人を超える事業主については99%以上の収納率を維持するとともに、平成22年7月から新たに適用対象となった常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主については、中期目標期間終了時まで、同様の収納率を目指すものとする。

また、障害者雇用率達成指導業務を実施する職業安定機関と緊密な連携を図り、必要な情報交換を

行う。

当該年度内に収納に至らなかった未収納付金等については、納付督促・督促を継続的に実施する等により、確実な徴収を図る。

障害者雇用納付金申告対象事業主、調整金支給対象事業主等の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定等を実施する。

なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査については、駐在事務所の廃止及び本部組織への一元化に際し、不正受給の防止に支障が生じないように留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努める。

中略

イ 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給

① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化

事業主等の利便性を図るため、各種助成金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。

助成金の効果的活用を促進するため、職業安定機関、地域セ

行う。

当該年度内に収納に至らなかった未収納付金等については、納付督促・督促を継続的に実施する等により、確実な徴収を図る。

障害者雇用納付金申告対象事業主、調整金支給対象事業主等の利便性の向上を図るため、申告・申請手続の簡素化及び電算機処理システムの改定等を実施する。

なお、障害者雇用納付金申告対象事業主等に対する調査については、駐在事務所の廃止及び本部組織への一元化に際し、不正受給の防止に支障が生じないように留意するとともに、集約化による専門性の向上等業務の効率的かつ効果的な実施に努める。

中略

イ 障害者雇用納付金に基づく助成金の支給

① 助成金の効果的活用の促進に向けた周知・広報及び事務手続の簡素合理化

事業主等の利便性を図るため、各種助成金の支給要件、助成額、申請窓口の所在地等をホームページ等で公開するとともに、支給要件等に変更があった場合は当該変更が確定した日から7日以内にホームページ等で公開する。

助成金の効果的活用を促進するため、職業安定機関、地域セ

ンター等との連携を図り、様々な機会を通じて事業主等に対する周知・広報を行う。

事業主にとって分かりやすい各種助成金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、受託法人、職業安定機関等において事業主等に配布する。

適正支給に配慮しつつ、申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の簡素合理化を図る。

② 適正な支給業務の実施

厳正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査を行い、疑義のあるものについてはすべて事業所を訪問する等により、不正受給防止対策を一層強化する。

不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、受託法人その他関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、必要な不正受給防止対策を講ずる。

適正な支給業務を実施するため、受託法人の助成金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。

機構及び受託法人は、厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報

ンター等との連携を図り、様々な機会を通じて事業主等に対する周知・広報を行う。

事業主にとって分かりやすい各種助成金のパンフレットや支給申請の手引等を作成し、地方業務部門及び職業安定機関等において事業主等に配布する。

適正支給に配慮しつつ、申請様式の簡略化、添付書類の簡素化等による事務手続の簡素合理化を図る。

② 適正な支給業務の実施

厳正な審査と支給申請事業所に対する計画的な調査を行い、疑義のあるものについてはすべて事業所を訪問する等により、不正受給防止対策を一層強化する。

不正受給が発生した場合は、再発防止の観点からその原因を究明し、関係機関に対して適切な情報提供を行うとともに、必要な不正受給防止対策を講ずる。

適正な支給業務を実施するため、助成金業務担当者会議を開催し、支給業務に関する問題点等について情報交換を行う。

厚生労働省又は都道府県労働局等その他関係機関との間において、支給業務の問題点等に対する情報交換等を定期的に行

③ 障害者の雇用に関する実践的手法の開発、講習の事業、啓発の事業の効果的な実施

ア 相談・援助、各種講習等の実施

障害者雇用に取り組む事業主を支援するため、障害者雇用の広範な知識と経験を有するアドバイザーを配置するとともに、特に専門的な支援を必要とする事業主等に対しては医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、障害者の雇用の促進及び継続を容易にするための障害者の雇用に取り組む事業主等に対する相談・援助を行い、相談・援助を実施した事業主等に対して追跡調査を実施し、70%以上の利用事業主等において、具体的な課題改善効果が見られるようにすること。

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

交換等を定期的に行い、適切な支給業務の実施を図る。

ウ 障害者の雇用に関する相談・援助、各種講習、啓発等の実施

① 相談・援助、各種講習等の実施

障害者雇用に関する広範な知識と経験を持った障害者雇用アドバイザーを配置するとともに、必要に応じ医療、社会教育、社会福祉、工学等の専門家と連携して、障害者の雇用水準の低い中小企業等を中心に、事業主等に対する的確かつ効果的な相談・援助を実施することとし、当該相談・援助を毎年度22,000件以上実施する。実施後は、相談・援助を行った事業主等に対して追跡調査を実施し、有効回答のうち70%以上の事業主等において具体的な課題改善が見られるようにする。

障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要な専門知識を付与するため講習内容の充実を図る。

③ 障害者の雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等の事業の効果的な実施

ア 各種講習、相談・援助等の実施

障害者を5人以上雇用する事業所に選任が義務づけられている障害者の職業生活全般にわたる相談・指導を行う障害者職業生活相談員の資格認定講習を実施すること。

障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、障害者雇用に関する専門的な知識と経験を有する者を活用して、特に困難な課

い、適切な支給業務の実施を図る。

ウ 障害者の雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等の実施

① 各種講習、相談・援助等の実施

(ア) 障害者職業生活相談員資格認定講習の実施に当たっては、障害者の職業生活全般にわたる相談・指導等に必要な専門知識を付与するため講習内容の充実を図る。

(イ) 障害者の能力と適性に応じた雇用の促進と職場定着を図るため、障害者雇用に関する専門的な知識と経験を有する障害者雇用エキスパートが、

以下略

② 実践的手法の開発・提供

企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の職域拡大及び雇用管理に係る実践的手法を開発し、障害者雇用アドバイザーが行う相談・援助への活用を図るとともに、開発成果をホームページ等を通じて提供することにより、事業主等の自主的な取組を支援する。

上記による実践的手法の開発により得られた成果については、事業主等の利用しやすい報告書、マニュアル等に取りまとめ、事業主等に配布するほか、当該開発成果に係る情報を事業主等が有効に活用できるよう分かりやすくホームページで公開するとともに、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用事例リファレンスサービス」の充実を図り、企業のニーズに対して迅速かつ的確な情報提供を行う。

題を抱える事業主に対する障害者の職域拡大や雇用管理等に関する相談・援助を効果的に実施すること。

以下略

特に困難な課題を抱える事業主に対して、障害者の職域拡大や雇用管理等に関する相談・援助を効果的に実施する。

障害者雇用エキスパートによる相談・援助は、障害者雇用状況の改善が遅れている中小企業等に重点を置いて実施する。

② 実践的手法の開発・提供

企業における障害者の雇用に係る問題の解決、雇用管理の改善及び障害者の雇用機会の拡大に資するため、事業主のニーズ及び障害の種類に配慮しつつ、障害者の職域拡大及び雇用管理に係る実践的手法を開発し、障害者雇用エキスパート等が行う相談・援助への活用を図るとともに、開発成果をホームページ等を通じて提供することにより、事業主等の自主的な取組を支援する。

上記による実践的手法の開発により得られた成果については、事業主等の利用しやすい報告書、マニュアル等に取りまとめ、事業主等に配布するほか、当該開発成果に係る情報を事業主等が有効に活用できるよう分かりやすくホームページで公開するとともに、事業主等に対して障害者雇用事例等を提供する「障害者雇用事例リファレンスサービス」の充実を図り、企業のニーズに対して迅速かつ的確な情報提供を行う。

中略

第5 重要な財産の処分等に関する計画

せき髄損傷者職業センターの廃止に伴い生ずる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。

中略

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中略

2 施設・設備に関する計画

障害者の就労に関する様々な援助業務の効果的かつ効率的な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案して、計画的な修繕等を行う。

(参考)

施設・設備の内容	予算 (百万円)	財源

中略

第5 財産の処分等に関する計画

1 不要財産等の処分に関する計画
石川障害者職業センター跡地及び旧三重障害者職業センターについては、平成23年度中に国庫納付する。

また、岩手1号職員宿舎及び富士見職員宿舎については、職員の退去後、速やかに国庫納付する。

2 重要な財産の処分等に関する計画

せき髄損傷者職業センターの廃止に伴い生ずる遊休資産については、国の資産債務改革の趣旨を踏まえ、処分を行う。

中略

第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

中略

2 施設・設備に関する計画

障害者の就労に関する様々な援助業務の効果的かつ効率的な遂行を図るため、施設の老朽化等を勘案して、計画的な修繕等を行う。

(参考)

施設・設備の内容	予算 (百万円)	財源

(地域センター) 空調設備 更新	<u>185</u>	施設整備 費補助金
電気設備 整備		
給排水設 備更新		

(注) 上記の計画については、業務
実施状況、予見しがたい事情等
を勘案し、施設整備を追加又は
予定額を変更することがあり得
る。

(地域センター) 空調設備 更新	<u>124</u>	施設整備 費補助金
電気設備 整備		
給排水設 備更新		

(注) 上記の計画については、業務
実施状況、予見しがたい事情等
を勘案し、施設整備を追加又は
予定額を変更することがあり得
る。

中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

区分	金額			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
収入				
運営費交付金	74,322	4,178	0	78,500
施設整備費補助金	185	0	0	185
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	87,778	0	0	87,778
その他の収入	153	22	81,513	81,688
計	162,437	4,200	81,513	248,151
支出				
人件費	24,325	2,570	5,183	32,077
一般管理費	3,144	793	1,408	5,345
業務経費	134,784	837	110,657	246,279
高齢者等助成金支給経費	91,162	0	0	91,162
高齢者等雇用相談援助経費	18,201	0	0	18,201
高齢者等職業生活設計援助経費	2,581	0	0	2,581
障害者職業センター運営経費	22,828	0	0	22,828
障害者職業能力開発校運営経費	0	837	0	837
障害者雇用納付金関係経費	0	0	110,657	110,657
障害者雇用継続助成金支給経費	14	0	0	14
施設整備費	185	0	0	185
計	162,437	4,200	117,248	283,885

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 納付金勘定における収入不足分については、積立金からこれに充当するものとする。

[人件費の見積り]

期間中総額25,733百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給(非常勤役員給与を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。(人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)

運営費交付金の算定ルールについては、別紙-1-2のとおり。

中期計画(平成20年度～平成24年度)の予算

区分	金額			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
収入				
運営費交付金	73,333	4,200	0	77,534
施設整備費補助金	293	0	0	293
高齢・障害者雇用開発支援事業費補助金	96,917	0	0	96,917
その他の収入	153	22	97,486	97,661
計	170,697	4,222	97,486	272,405
支出				
人件費	25,197	2,582	5,249	33,029
一般管理費	3,185	803	1,206	5,194
業務経費	142,021	837	128,147	271,006
高齢者等助成金支給経費	99,964	0	0	99,964
高齢者等雇用相談援助経費	16,586	0	0	16,586
高齢者等職業生活設計援助経費	2,581	0	0	2,581
障害者職業センター運営経費	22,877	0	0	22,877
障害者職業能力開発校運営経費	0	837	0	837
障害者雇用納付金関係経費	0	0	128,147	128,147
障害者雇用継続助成金支給経費	14	0	0	14
施設整備費	293	0	0	293
計	170,697	4,222	134,603	309,522

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 納付金勘定における収入不足分については、積立金からこれに充当するものとする。

[人件費の見積り]

期間中総額26,533百万円を支出する。

ただし、上記の額は、役員給(非常勤役員給与を除く。)並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び退職者給与に相当する範囲の費用である。(人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。)

運営費交付金の算定ルールについては、別紙-1-2のとおり。

改正前

別紙 - 2

平成20年度～平成24年度収支計画

区 分	金 額 (単位：百万円)			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
費用の部	162,252	4,210	117,259	283,721
経常費用	162,240	4,204	117,256	283,699
人件費	24,325	2,570	5,183	32,077
業務費	134,259	837	110,597	245,693
一般管理費	3,144	595	1,408	5,146
減価償却費	513	202	68	783
財務費用	12	6	4	21
臨時損失	0	0	0	0
収益の部	162,252	4,210	117,259	283,721
運営費交付金収益	74,063	4,178	0	78,241
国庫補助金収入	87,778	0	0	87,778
その他の収入	153	22	81,152	81,327
資産見返運営費交付金戻入	258	9	0	267
財務収益	0	0	361	361
臨時利益	0	0	35,746	35,746
純利益	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
(注2) 当法人における高齢・障害者雇用支援勘定及び障害者職業能力開発勘定に係る

退職手当については、役員退職規程及び職員退職手当規程に基づいて支給す

改正後

別紙 - 2

平成20年度～平成24年度収支計画

区 分	金 額 (単位：百万円)			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
費用の部	170,403	4,232	134,614	309,249
経常費用	170,391	4,226	134,611	309,227
人件費	25,197	2,582	5,249	33,029
業務費	141,496	837	128,087	270,420
一般管理費	3,185	604	1,206	4,995
減価償却費	513	202	68	783
財務費用	12	6	4	21
臨時損失	0	0	0	0
収益の部	170,403	4,232	134,614	309,249
運営費交付金収益	73,075	4,200	0	77,275
国庫補助金収入	96,917	0	0	96,917
その他の収入	153	22	97,124	97,299
資産見返運営費交付金戻入	258	9	0	267
財務収益	0	0	361	361
臨時利益	0	0	37,129	37,129
純利益	0	0	0	0
総利益	0	0	0	0

(注1) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。
(注2) 当法人における高齢・障害者雇用支援勘定及び障害者職業能力開発勘定に係る

退職手当については、役員退職規程及び職員退職手当規程に基づいて支給す

改正前

別紙 - 3

平成20年度～平成24年度資金計画

総括

(単位：百万円)

区 分	金 額			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
資金支出	167,654	4,302	119,749	291,705
業務活動による支出	166,483	4,094	117,229	287,806
投資活動による支出	443	0	3	446
財務活動による支出	255	193	56	504
次期中期目標期間への繰越金	473	15	2,462	2,949
資金収入	167,654	4,302	119,749	291,705
業務活動による収入	162,253	4,200	81,497	247,950
運営費交付金による収入	74,322	4,178	0	78,500
国庫補助金収入	87,778	0	0	87,778
その他の収入	153	22	81,497	81,672
投資活動による収入	185	0	20,000	20,185
施設整備費補助金による収入	185	0	0	185
その他の収入	0	0	20,000	20,000
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	5,217	101	18,252	23,570

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

改正後

別紙 - 3

平成20年度～平成24年度資金計画

総括

(単位：百万円)

区 分	金 額			
	高齢・障害者 雇用支援勘定	障害者職業 能力開発勘定	障害者雇用 納付金勘定	計
資金支出	175,914	4,324	135,722	315,959
業務活動による支出	174,634	4,116	134,584	313,334
投資活動による支出	552	0	3	554
財務活動による支出	255	193	56	504
次期中期目標期間への繰越金	473	15	1,080	1,567
資金収入	175,914	4,324	135,722	315,959
業務活動による収入	170,404	4,222	97,470	272,096
運営費交付金による収入	73,333	4,200	0	77,534
国庫補助金収入	96,917	0	0	96,917
その他の収入	153	22	97,470	97,645
投資活動による収入	293	0	20,000	20,293
施設整備費補助金による収入	293	0	0	293
その他の収入	0	0	20,000	20,000
財務活動による収入	0	0	0	0
前期中期目標期間よりの繰越金	5,217	101	18,252	23,570

(注) 各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。